

千葉県報

定例
令和5年10月24日

主要目次

- 道路区域の変更
- 道路の供用開始
- 土砂災害警戒区域の指定
- 土砂災害特別警戒区域の指定
- 特定調達公告
- 落札者等の公告(五件)

四 三 一 一 一

告示

千葉県告示第三百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び東葛飾土木事務所において、令和五年十月二十四日から三週間、縦覧に供する。
令和五年十月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 道路の種類 県道
- 路線名 松戸野田関宿自転車道線
- 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
流山市加五丁目一、五〇九番一地先から下花輪字権八四二番一地先まで	前 後	四・二〇メートルから四・二〇メートルまで 四・二〇メートルから九・七七メートルまで	一八六・八〇メートル 一九四・〇八メートル

千葉県告示第三百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、令和五年十月二十五日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び東葛飾土木事務所において、令和五年十月二十四日から三週間、縦覧に供する。
令和五年十月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
県道松戸野田関宿自転車道線	流山市加五丁目一、五〇九番一地先から下花輪字権八四二番一地先まで

千葉県告示第三百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
令和五年十月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
ちはら台南一	市原市ちはら台南二丁目及びちはら台南一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
磯ヶ谷二	市原市磯ヶ谷及び川在の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
海士有木一	市原市海士有木及び福増の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
菊間一	市原市菊間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
吉沢六	市原市吉沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
辰巳台東一	市原市辰巳台東四丁目、久々津、辰巳台東三丁目、神崎及び大厩の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
辰巳台東二	市原市辰巳台東五丁目及び能満の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
辰巳台東三	市原市辰巳台東二丁目及び大厩の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
牛久一	市原市牛久及び奉免の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

駒込一	市原市駒込及び久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山倉六	市原市山倉及び西広六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山木九	市原市山木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
姉崎一二	市原市姉崎及び青葉台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
姉崎一三	市原市姉崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
姉崎一四	市原市姉崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
姉崎一五	市原市姉崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
諏訪一	市原市諏訪二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西広一	市原市西広三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西広二	市原市西広三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西広三	市原市西広四丁目及び西広五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西広四	市原市西広五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
青葉台九	市原市青葉台一丁目、姉崎及び畑木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
川在一一	市原市川在及び磯ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
惣社一	市原市惣社四丁目及び惣社五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
惣社二	市原市惣社三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
惣社三	市原市惣社四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

辰巳台西一	市原市辰巳台西四丁目及び辰巳台西五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
椎の木台一	市原市椎の木台二丁目、椎津、椎の木台一丁目及び桜台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
椎津二一	市原市椎津の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鶴舞二	市原市鶴舞及び石川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
石川五	市原市石川及び鶴舞の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
田尾九	市原市田尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
能満九	市原市能満の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
不入斗三一	市原市不入斗の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
福増一	市原市福増の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
北国分寺台一	市原市北国分寺台三丁目及び藤井四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
北国分寺台二	市原市北国分寺台四丁目及び藤井四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
有秋台西一	市原市有秋台西一丁目、不入斗及び深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
養老三	市原市養老の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
海保一五	市原市海保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
海保一六	市原市海保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

海保一七	市原市海保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
海保一八	市原市海保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
海保一九	市原市海保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
海保二〇	市原市海保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
海保二一	市原市海保及び畑木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山田橋二	市原市山田橋一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び市原土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第三百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和五年十月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
磯ヶ谷二	市原市磯ヶ谷及び川在の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
海士有木一	市原市海士有木及び福増の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
吉沢六	市原市吉沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
辰巳台東一	市原市辰巳台東四丁目、久々津、辰巳台東三丁目、	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

神崎及び大厩の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
市原市辰巳台東五丁目及び能満の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
市原市辰巳台東二丁目及び大厩の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
市原市牛久及び奉免の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
市原市駒込及び久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
市原市山倉及び西広六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
市原市姉崎及び青葉台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
市原市姉崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
市原市姉崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
市原市西広五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
市原市青葉台一丁目、姉崎及び畑木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
市原市川在及び磯ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
市原市惣社三丁目の区域の区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

海保一七	市原市海保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
海保一五	市原市海保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
養老三	市原市養老の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
有秋台西一	市原市有秋台西一丁目、不入斗及び深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
北国分寺台二	市原市北国分寺台四丁目及び藤井四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
北国分寺台一	市原市北国分寺台三丁目及び藤井四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
福増一	市原市福増の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
不入斗三一	市原市不入斗の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
田尾九	市原市田尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
石川五	市原市石川及び鶴舞の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
鶴舞二	市原市鶴舞及び石川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
椎の木台一	市原市椎の木台二丁目、椎津、椎の木台一丁目及び桜台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
辰巳台西一	うち、次の図面に示す区域 市原市辰巳台西四丁目及び辰巳台西五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり

海保一八	市原市海保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
海保一九	市原市海保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
海保二〇	市原市海保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
海保二一	市原市海保及び畑木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び市原土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

特定調達公告

〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。〕

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。
令和5年10月24日

千葉県知事 熊谷俊人

【掲載順序】

- ① 物品等又は特定役務の名称及び数量
- ② 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- ③ 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- ④ 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- ⑤ 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- ⑥ 契約の相手方を決定した手続
- ⑦ 入札公告日
- ⑧ 随意契約による場合はその理由
- ⑨ その他必要な事項
- ⑩ 本庁舎外低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬及び処分業務委託 一式
- ⑪ 千葉県県総務部管財課 千葉市中央区市場町1番1号
- ⑫ 令和5年8月14日
- ⑬ 株式会社富山環境整備 富山県富山市婦中町古谷3番地3
- ⑭ 31,306,000円
- ⑮ 一般競争入札
- ⑯ 令和5年6月30日

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。
令和5年10月24日

千葉県知事 熊谷俊人

【掲載順序】

- ① 物品等又は特定役務の名称及び数量
- ② 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- ③ 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- ④ 落札者又は随意契約の相手方の

氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
①全身用X線CT撮影装置 一式 ②千葉県健康福祉部障害福祉事業課 千葉市中央区
市場町1番1号 ③令和5年8月18日 ④キヤノンメディアカルシステムズ株式会社千葉
支店 千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 ⑤59,950,000円 ⑥一般競争入札
⑦令和5年7月7日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。
令和5年10月24日

千葉県知事 熊谷俊人

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び
所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の
氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
①漁業無線システムの通信制御装置更新委託業務 一式 ②千葉県水産情報通信セン
ター 夷隅郡御宿町岩和田2,402番地3 ③令和5年8月31日 ④日本無線株式会
社関東支社 東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号 ⑤33,000,000円 ⑥随意
契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政
令第372号)第11条第1項第1号

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。
令和5年10月24日

千葉県立習志野特別支援学校長 川 崧 洋 子

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び
所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の
氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
①千葉県立習志野特別支援学校スクールバス運行業務委託(その1) 一式 ②千葉県
立習志野特別支援学校 習志野市袖ヶ浦五丁目11番1号 ③令和5年8月23日 ④三
陽自動車株式会社千葉営業所 四街道市栗山925番地2 ⑤31,995,700円
⑥一般競争入札 ⑦令和5年5月19日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。
令和5年10月24日

千葉県立習志野特別支援学校長 川 崧 洋 子

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び
所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の
氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
①千葉県立習志野特別支援学校スクールバス運行業務委託(その2) 一式 ②千葉県
立習志野特別支援学校 習志野市袖ヶ浦五丁目11番1号 ③令和5年8月23日 ④三
陽自動車株式会社千葉営業所 四街道市栗山925番地2 ⑤32,187,100円
⑥一般競争入札 ⑦令和5年5月19日

購読料

本号

一部

一八円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八